

議員定数調査特別委員会審査報告書

本委員会は、令和7年12月市議会定例会において、「市の重要な意思決定に関する議決や調査などの議会の権限を適切に行使していくために必要かつ適正な議員定数」についての調査・検討を目的に設置され、1月15日から、5月25日までの間に7回開催し審議をしてまいりました。

審議については、まず論点を

- 1 人口減少と議員定数の関係
- 2 議会のあるべき姿
- 3 常任委員会の設置数
- 4 常任委員会の定数と委員長の役割
- 5 議長の役割

の5項目に整理しました。

まず、人口減少と議員定数の関係ですが、近年、本市議会では、平成15年、平成19年、平成31年の選挙で定数を削減しています。この間の議員定数削減率は32%となっています。

一方、この間の多久市の人口減少率は29%となっています。

また、この間の市役所職員削減率については、1

0%となっています。

これらの比較により議員定数については、これまで人口減少とともに削減されていますが、市役所職員数については、そこまでの削減とはなっていません。人口が減少しても基礎自治体として担うべき業務数は変わらない状況で、職員数の削減には限界があるということです。

また、これは議員定数でも同じことが言え、平成31年選挙時の議員定数削減の際にも、これ以上の定数削減については限界にきているとの意見も出ていました。

そこで当委員会では、人口減少を前提にした「理念なき削減」ではなく、「議会のあるべき姿」を検討すべきではないかとの意見で一致しました。

次に、議会のあるべき姿については、地方自治体の二元代表制での議会の役割は「住民意見を聴取して議論すること」「地方自治体の意思決定を行うこと」「地方自治体の業務の執行を監視すること」などがあげられ、こうした役割を果たせる規模の議会が本来のあるべき姿です。

そこで、その規模についてはどの程度が適正で、議会のあるべき姿を安定して機能維持できるかについて、「常任委員会の設置数」「常任委員会の定数と

委員長の役割」「議長の役割」に分けて議論を行いました。

常任委員会設置数については、1委員会制などの議論がありましたが、専門性を高めてより深い議論をするためには現在の「総務文教委員会」「産業厚生委員会」の2委員会を維持することに決定しました。

また、委員会の定数については、委員長の役割と1委員会の定数について議論をしました。

委員長については、重要な議案や予算について意思表示の場の必要性、市民の代表者として立場を尊重し、委員長も最終的な意思表示が必要であること、1委員会の定数については、会議での多様な意見の聴取が可能な数、欠員が生じても委員会として正常に機能する数として7人とすることに決定しました。

次に、議長の役割については、地方自治法第104条において「地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し議事を整理し、議会を代表する」となっており、市議会全体の円滑な議事運営があげられています。

現在本市議会では、議長もいずれかの常任委員会に所属して委員として審議していますが、市の方向

性を決める重要な案件や議題について、議長が所属していない常任委員会で審議することもあり、市議会全体の円滑な議事運営には課題があると認識しています。

このようなことから、議長は常任委員会に所属せず、議案等により、いずれかの常任委員会にオブザーバーとして参加することができることに決定しました。

なお、議長を委員会定数に含めるかということについては、本委員会で意見が分かれ、賛成多数での結論となりました。検討過程では、現状1人減で運営できているので定数14人との意見や、1委員会当たり6人で可能ではないか等の意見がありました。

議員定数については、議会のあるべき姿を基にして審議をしてきましたが、人口減少を根拠にした議員削減を求める声が出ていることは承知しており、その声の原因としては議会・議員活動の説明不足があげられます。こうした点は議員一人一人が市民との対話や説明責任を果たし、市議会を活性化させることが必要であるとの意見がありました。

本委員会において以上の検討を行った結果、総務文教委員会、産業厚生委員会の2委員会制で、委員

会の定数をそれぞれ7人とし、議長を委員会に含めないという体制が適正であり、多久市議会議員の適正な定数は15人であるという結論に至りました。

この結論については、令和8年4月27日に議長へ答申し、同日開催の議員協議会において、全議員に答申内容の説明を行いました。

以上のとおり報告します。

令和8年6月3日

議員定数調査特別委員会
委員長 田渕 厚

多久市議会
議長 野北 悟 様